

平成 24 年度における公共工事の入札・契約制度について

1 制度見直し等

(1) インセンティブ発注の拡充

ア 建設機械所有等事業者へのインセンティブ発注の試行

災害が発生した場合に、がれき除去やほ装のひび割れ補修など、復旧工事で使用する建設機械を所有又は長期の賃貸借契約（1年を超える賃貸借契約）をしている市内事業者が企業活動を継続できる環境を整備していくため、土木事務所発注の一部の管内一円工事（対象工種：「土木」又は「ほ装」）において、当該事業者を対象とするインセンティブ発注を試行します。

【対象とする主な建設機械（予定）】※対象とする建設機械は、試行等を踏まえ検証します。

ブルドーザー、ドーザーショベル、掘削機、モーターグレーダー、トラッククレーン、クローラクレーン、油圧式クレーン、クレーン付きトラック、タイヤショベル、振動ローラー

イ 横浜型地域貢献企業へのインセンティブ発注の実施

横浜型地域貢献企業に認定された事業者を対象とするインセンティブ発注を、下半期から実施します。

【横浜型地域貢献企業】

地域を意識した経営を行うとともに、企業活動を通じて、防犯パトロールや地域ボランティア等の社会的活動に取り組んでいる事業者等を認定し、その成長・発展を支援する制度です。

【横浜型地域貢献企業認定制度の評価方法】

(1) 地域貢献活動への取組状況（地域性評価）

地域貢献活動への取組状況と地域性基準を満たしているかについての評価

(2) システムの構築状況（経営システム評価）

地域貢献活動を継続して取り組むために必要な経営システム（仕組み）が構築されているかについての評価

※横浜型地域貢献企業認定制度については、経済局ホームページ「事業活動に役立つ認定・表彰制度 地域に根ざした CSR 活動（横浜型地域貢献企業）」

[\(http://www.city.yokohama.lg.jp/keizai/nintei/\)](http://www.city.yokohama.lg.jp/keizai/nintei/) から、ご確認ください。

(2) 現場代理人の直接雇用の条件化

現場代理人について、3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係を条件とし、健康保険（国民健康保険は除く）又は雇用保険の被保険者証により確認します。

※現在行っている配置技術者の雇用確認と同様です。

※なお、平成 25・26 年度の入札参加資格審査申請（24 年秋に受付予定）において、社会保険（健康保険、厚生年金及び雇用保険）に加入していることを登録の要件とする予定です。

(3) 管内一円工事の複数受注の制限

管内一円工事の入札において、同一管内かつ同種工事を契約している事業者は契約の相手方としないこととします。

※同種工事は、工事件名で判断します。

<例>

「管内道路整備工事」を契約中→「管内道路整備工事（その2）」は契約不可（同種工事）。
「管内道路整備工事・狭あい道路拡幅整備工事」や、
「管内下水道整備工事」は契約可。

(4) 予定価格の事後公表の一部実施（平成 23 年 12 月 16 日公表・再掲）

次の工種及び発注金額（予定価格）に該当する工事について、予定価格を事後公表とします。

①「土木」、「建築」、「上水道」のほか、次の②以外・・・ 予定価格 1 億円以上

②「ほ装」、「造園」、「電気」、「管」・・・ 予定価格 5 千万円以上

（12 月 16 日公表資料：http://keiyaku.city.yokohama.lg.jp/epco/keiyaku/news/20111216_zigokouhyou.pdf）

(5) 発注標準金額の変更（平成 24 年 2 月 21 日公表・再掲）

ほ装 A ランクの発注標準金額の下限額及び B ランクの上限額を 5,000 万円から 4,500 万円に変更します。

（2 月 21 日公表資料：http://keiyaku.city.yokohama.lg.jp/epco/keiyaku/news/20120221_hosou_kouji_kakuduke.pdf）

2 試行継続

入札ボンドの試行継続

平成 23 年度に引き続き、入札ボンド制度の有効性を検証するため、予定価格が概ね 5,000 万円以上の入札案件について、試行を継続します。

3 その他

暴力団排除条例制定に伴う契約約款の改正、並びに一般競争参加停止及び指名停止措置の新設

契約に関する事務から暴力団を排除するため、暴力団、暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者に対し、①入札の参加を認めない、②契約を締結しない、③既に締結していた契約を解除するために、契約約款を改正するとともに、一般競争参加停止及び指名停止措置を新設します。

担当：財政局契約第一課
電話（671）2244・2246